

# 災害時における避難対応について

## 地震

避難情報の伝達は、市の責任において行いますが、地震が起きた場合は、テレビ・ラジオ等の情報に十分注意してください。万が一の場合に少なくとも3日間、できれば1週間程度は自活できるよう、備蓄品を準備し、避難の際には必要なものを持参しましょう。また、市民の皆様におかれましては、下記について、ご協力くださるようお願いいたします。

地震の状況	町内会長、自主防災会長 にお願いしたいこと	民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会、地区福祉会にお願いしたいこと	小・中・総合支援・高等総合支援学校	保育園・幼稚園・認定こども園	児童館(児童クラブ)
<p>《震度5強以上の地震発生》</p> <p>○震度5強以上の地震を観測した地域において</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">市は避難所を開設</div> <p>震度にかかわらず、被害の大きい地域においては、「避難指示」が発令される場合があります。</p>	<p>□避難所が開設したことを周知 ⇒ 住民は避難を開始</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難行動要支援者等に連絡（安否確認、自力避難の可否確認）</li> <li>・連絡網等により班長等に連絡</li> </ul>		<p>＜児童生徒在校中＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①授業を打ち切り、保護者に連絡し、児童生徒の迎えを要請</li> <li>②保護者は要請を受け来校</li> <li>③保護者が迎えに来るまでは、学校での預りを継続</li> </ol> <p>＜学校始業前＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①当日は休校</li> <li>②家庭の状況（留守家庭等）に応じ、児童生徒の学校への避難可</li> </ol> <p>※その場合には、保護者が送迎</p>	<p>＜園児在園中＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保護者に連絡し、園児の迎えを要請</li> <li>②保護者は要請を受け、来園</li> <li>③保護者が迎えに来るまでは、園での預りを継続</li> </ol> <p>※園が危険と判断した場合は、園児とともに指定避難所へ移動し、保護者へ迎えを要請。保護者が迎えに来るまでは、避難所で保育を継続</p> <p>＜開園前＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①当日は休園</li> </ol>	<p>＜開館時間中＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①保護者に連絡し、児童の迎えを要請</li> <li>②保護者は要請を受け来館</li> <li>③保護者が迎えに来るまでは、児童を児童館（児童クラブ）で預かりを継続</li> </ol> <p>※児童館（児童クラブ）が危険と判断した場合は、児童とともに指定避難所へ移動し、保護者へ迎えを要請。保護者が迎えに来るまでは、避難所で保育を継続</p> <p>＜開館時間前＞</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①当日は、児童館を休館、児童クラブを休止</li> </ol>
			<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p>※ なお、震度5弱以下の場合は、安全を確保し、原則として、教育活動・保育活動・児童館及び児童クラブの実施を継続 各学校・園・児童館及び児童クラブの状況により、時程変更等を保護者に連絡</p> </div>		

※避難行動要支援者とは、災害時に自力で避難できない人のことを指します。 避難行動要支援者の避難については、資料3をご参照ください。